

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月26日	
(宛先) 松山市長	
提出者	
住 所 松山市美沢一丁目10番38	
氏 名 一般財団法人 創精会	
代表理事 木村 尚人	
電話番号 089-925-3211	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	一般財団法人 創精会 松山記念病院
事業場の所在地	松山市美沢一丁目10番38号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83 医療業
②事業の規模	病床数 693床
③従業員数	400名 (令和7年3月31日時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	病院等で発生した感染性廃棄物を別館1階ゴミ庫で一時保管し、処分業者である松山容器(株)が週6回 (日曜日以外) 回収を行っている。松山容器(株)が回収した廃棄物は、(株)松山バークが処分。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

①病棟・外来・検査課等が特別管理産業廃棄物を排出（各部署ごとに専用ダンボール及び専用プラスチック容器で廃棄物を管理）。



②別館1階ゴミ庫に集約（業者回収まで一時保管）。専用保管庫で施錠保管。



③当財団施設係職員が特別管理産業廃棄物の保管状況及び回収状況を確認（毎日確認）。



④処分委託先である松山容器㈱が特別管理産業廃棄物を回収（週6回の頻度で回収）。



⑤松山容器㈱が特別管理産業廃棄物を処分場に運搬し、㈱松山バークが処分。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	179.2 t	
	(これまでに実施した取組) ・ 分別ボックスを設置し、廃棄物の分別を実施。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	179 t	
	(今後実施する予定の取組) ・ 継続して廃棄物の分別を実施する（患者数の増減等により廃棄物排出量に変化するため、排出量目標値の設定が困難である）。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特別管理産業廃棄物である「感染性廃棄物」と「その他廃棄物」を分別して処分。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 「感染性廃棄物」と「その他廃棄物」の分別を継続して実施。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	179.2 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	179.2 t	
	再生利用業者への処理委託量	t	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	
	(これまでに実施した取組)		
	・処分委託先の「特別管理産業廃棄物収集運搬・処分業許可証」の有効期限や処分可能な廃棄物等を確認。 ・優良認定処理業者に処分を委託。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	179 t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	179 t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	
	(今後実施する予定の取組) ・処分委託先の「特別管理産業廃棄物収集運搬。処分業許可証」の有効期限や処分可能な廃棄物等を適時確認する。 ・優良認定処理業者に処分を継続して委託する。 (患者数の増減等により廃棄物排出量に変化するため、目標値の設定が困難である)。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	179.2t	
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等) ・現在は、電子マニフェストを導入しており廃棄物の種類、数量、運搬業者、処分業者、運搬・処分日などを正確に入力し適正な運用を行う。		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記

入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。